

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月9日
【報告者の氏名又は名称】	T C Sカンパニーズ株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
【電話番号】	03-3245-2411
【事務連絡者氏名】	取締役 岡本 哲夫
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	T C Sカンパニーズ株式会社 (東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、T C Sカンパニーズ株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アイレックスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社アイレックス

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(注) 対象者は、普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）以外にA種優先株式（830,000株）（以下「本優先株式」といいます。）を発行しています。本優先株式には、株主総会における議決権はありませんが、本優先株式の取得と引換えに対象者普通株式を交付することを請求できる取得請求権（以下「本取得請求権」といいます。）が付されており、発行済みの本優先株式（830,000株）の全てを公開買付者の完全親会社であるT C Sホールディングス株式会社（以下「T C Sホールディングス」といいます。）が所有しております。公開買付者は、本優先株式について、本公開買付けにおける買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面をT C Sホールディングスより受領しておりますので、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号に規定する全部勧誘義務の対象外とすることのできる株券等について規定した府令第5条第3項第2号に該当するため、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘の対象としておりません。

(3)【公開買付け期間】

2020年12月17日（木曜日）から2021年2月8日（月曜日）まで（33営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（1,960,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（2,803,811株）が買付予定数の下限（1,960,400株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2021年2月9日に、株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	2,803,811（株）	2,803,811（株）
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	2,803,811	2,803,811
（潜在株券等の数の合計）	—	（—）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	28,038
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	11,066
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	11,066
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2020年9月30日現在)(個)(g)	29,389
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	96.62

- (注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)」は、「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」のうち、T C Sホールディングスが所有する本書提出日現在の発行済みの本優先株式830,000株に係る本取得請求権を考慮して、本優先株式の全てを対象者普通株式に換算(注5)した株式数(1,106,666株(1株未満の端数を切り捨て))に係る議決権の数(11,066個)を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2020年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が2020年11月13日に提出した第79期第2四半期報告書(以下「対象者第2四半期報告書」といいます。)に記載された2020年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の発行済普通株式総数(2,941,740株)から、対象者が2020年11月12日に公表した「2021年3月期 第2四半期決算短信[日本基準](非連結)」に記載された2020年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(1,098株)を控除した株式数(2,940,642株)に係る議決権数(29,406個)に、本書提出日現在の発行済みの本優先株式830,000株に係る本取得請求権を考慮して、本優先株式の全てを対象者普通株式に換算(注5)した株式数(1,106,666株(1株未満の端数を切り捨て))に係る議決権数(11,066個)を加算した議決権数(40,472個)を分母として計算しております。
- (注4) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (注5) 本取得請求権の対価として交付される対象者普通株式の数は、本優先株式の発行要項において、本優先株式を所有する株主が取得請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額(注6)を取得価額で除することによって算出されると規定されております(交付される対象者普通株式の数に1株に満たない端株があるときは、これを切り捨てるものとします。)。対象者によれば、本書提出日現在における取得価額は750円であり、本書においては、T C Sホールディングスが所有する発行済みの本優先株式(830,000株)に係る本取得請求権の対価として交付される対象者普通株式の数を、本優先株式の発行総額(8億3,000万円)を当該取得価額(750円)で除して算出される株式数(1,106,666株(1株未満の端数を切り捨て))としております。
- (注6) 本優先株式の1株当たりの発行価額は1,000円であり、発行済みの本優先株式の全部(830,000株)に係る発行価額の総額は8億3,000万円となります。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】
該当事項はありません。